

令和8年度  
千葉県奨学生募集案内

奨学資金を希望する皆さんへ

千葉県奨学資金

<はじめに>

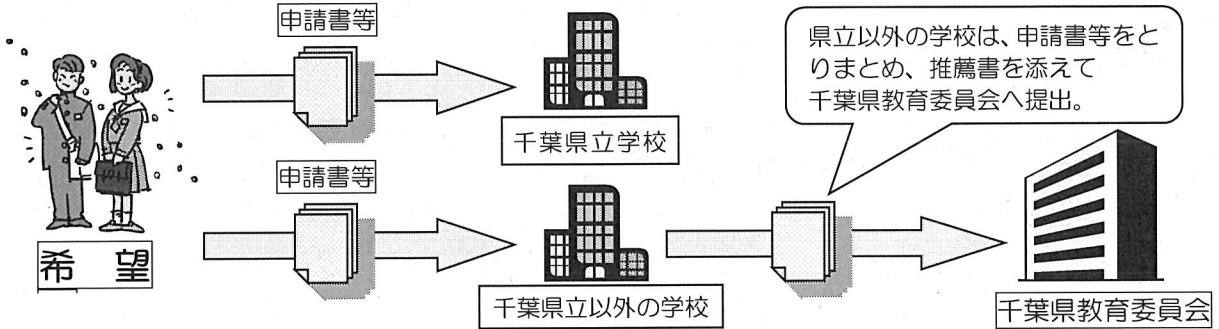
○この「千葉県奨学資金」は貸付制度ですので、貸付終了後には返還する義務が生じます。希望する場合は、この案内をよく読み、責任を持って申請してください。

なお、書類の中で自分では分からない箇所があった場合は、家族の方とよく相談して記入するようにしてください。

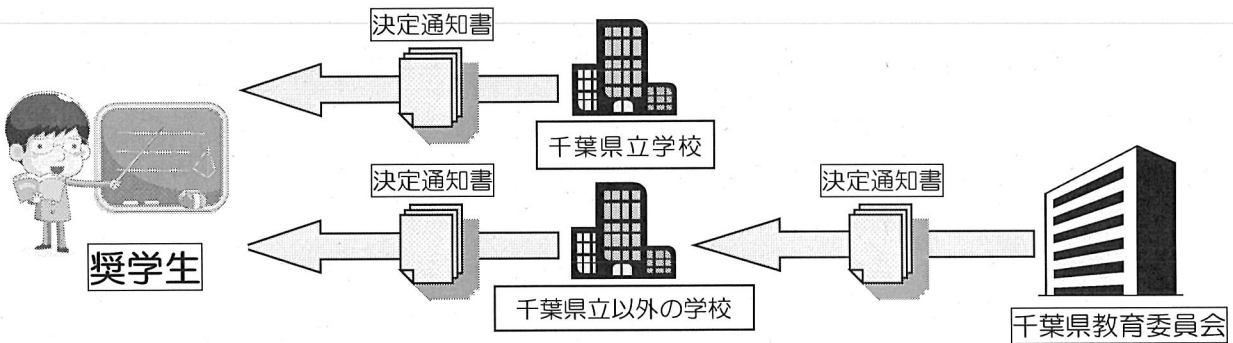
○この「千葉県奨学資金」は高校在学中に貸し付けるものであり、大学・専門学校等に進学後に貸付けを行うものではありません。

# 千葉県奨学資金の仕組み

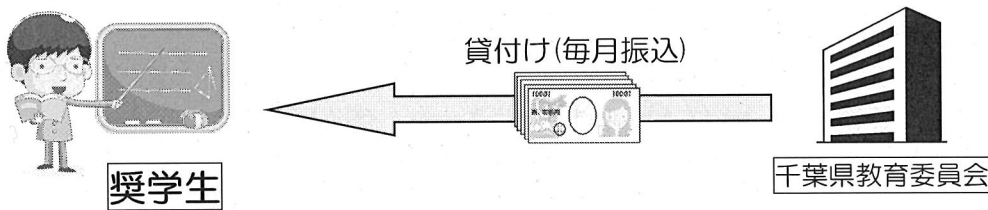
① 申請書等を揃えて学校へ提出します。



② 審査後、奨学生に決定されたら奨学生決定通知書が発行されます。

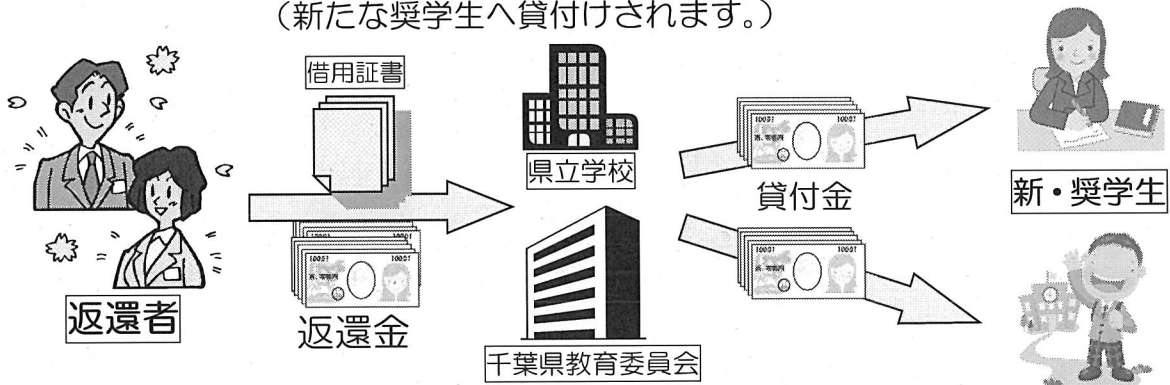


③ 決定通知書発行後、貸付けが始まります。



④ あなたが借受けた奨学資金の返還金は、後輩に引き継がれます。

(新たな奨学生へ貸付けされます。)



卒業後、経済的事情（例：給与所得者の場合、年間収入金額230万円以下等が条件）や大学等への進学、病気、災害等により返還が困難な場合、申請をすれば返還の猶予（返還の延期）が受けられます（減免するものではありません。）

## 1 千葉県奨学資金

千葉県では、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学中、経済的負担を軽減し、安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。

## 2 資格要件

以下の（１）～（５）の条件を満たすことが必要です。

- （１）高等学校等に在学すること。
- （２）保護者（親権者）が千葉県内に住所を有する※こと。  
※高校生等本人が独立の生計を営む成年者である場合にあっては、本人が千葉県内に住所を有すること。
- （３）修学意欲があり、かつ性行が正しいこと。
- （４）経済的理由により修学が困難なこと。
- （５）「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていないこと。

## 3 採用基準（収入）

生計維持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計が、以下の収入基準額を下回ること。（以下の基準額はあくまで目安であり、各ご家庭の状況により個別に判定されますので、詳しくは各学校の事務室までお問い合わせください。）

### 〔収入・所得の目安〕

区 分	給与収入 (収入金額(総支給額))	給与収入以外(事業所得等) (収入金額から必要経費を引いた金額)
3人世帯	706万円 程度	525万円 程度
4人世帯	768万円 程度	581万円 程度
5人世帯	891万円 程度	696万円 程度

※3人世帯：父母・本人の世帯を想定。4人世帯：父母・本人・中学生の世帯を想定。  
5人世帯：父母・本人・中学生・小学生の世帯を想定。

## 4 申請方法

申請は在学する学校を通して行います。奨学資金貸付申請書に必要書類を添付して、学校が設定する提出期限までに担当の先生へ提出してください。

## 5 申請書類

- （１）奨学資金貸付申請書（記入例 P. 6～7）
- （２）親権者全員（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）の最新の課税証明書  
※令和7年1月以降に家計が急変した場合には、給与明細書のコピー（直近3か月分）、源泉徴収票、確定申告書の控え、年収見込証明書（勤務先で発行できる場合があります）等を添付してください。
- （３）奨学資金受領口座届出書（生徒本人名義の口座）（記入例：P. 8）
- （４）通帳のコピー ※口座名義、口座番号、銀行名、支店名がわかるページをコピーして添付してください。
- （５）誓約書（記入例：P. 8）

(6) その他の証明書類（親権者の単身赴任費、災害による損害などを証する書類）

※(4)、(5)については、千葉県立学校の場合、貸付決定後の提出可。

※(6)については、控除額として認定することを希望する場合のみ提出が必要。

＜注意＞

千葉県奨学資金の貸付には、申請者（奨学生本人）、連帯保証人（親権者。親権者がいない場合は、代わって家計を支えている人）、保証人（申請者・連帯保証人と別生計の成年者）が必要です。

連帯保証人には、奨学生（申請者）本人と連帯（協力）して借り受けた奨学金を返還する義務があり、保証人には、奨学生本人と連帯保証人が返還できなくなった際に、代わって返還する義務があります。

ただし、保証人は申し立てにより、支払い義務を残債務の2分の1とすることができます。

返還義務等について御了解の上、申請書類等に御署名・御捺印するようお願いします。

奨学生本人の返還状況については、連帯保証人及び保証人に情報提供する場合があります。

## 6 貸付期間

令和8年4月から卒業するまでの正規の修学期間です。※

※途中で辞退することも可能です。また、翌年度以降に継続して貸付を受ける場合、収入状況等の審査を行います。新年度の貸付は、審査終了後に再開します。継続貸付の審査において、転居や収入の状況により、貸し付けを打ち切ることがあります。

※退学等の場合、退学する月までの貸付けとなり、貸付終了の手続きをしていただきます。

## 7 貸付金の交付

貸付金の月額、下表から選択してください。

奨学資金は毎月18日に交付予定です。（数日程度前後することがあります）

振込先は「奨学資金受領口座届出書」により届け出ていただいた生徒本人名義の口座です。

初回の貸付けは審査終了後で、4月からの数か月分をまとめて振込みます。

また、次年度以降の初回貸付は、継続貸付の審査終了後、4月からの数か月分をまとめて振込みます。

【奨学資金貸付月額表】

区分	国公立	私立
自宅通学	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円
自宅外通学	15,000円	15,000円
	25,000円	25,000円
		35,000円

※1 一定以下の収入の世帯に扶養されている生徒のうち、希望する生徒に貸付金額を7,000円加算する「低所得加算制度」もあります（国公立高校等在学で、月額20,000円又は25,000円を希望する者が対象）。詳しい内容は、担当の先生に相談してください。

低所得世帯加算を希望する場合、「奨学資金貸付申請書」の「低所得世帯加算の希望の有無」について「有」に○を付し、必要な書類を作成・提出していただく必要があります。

※2 「自宅外通学」は、現に自宅以外から通学している人及び特別な事情のある人のうち、自宅外通学の月額を希望する生徒に貸付けを行います（自宅以外から通学している場合であっても、「自宅通学」の月額を希望することも可能です）。詳しい内容は、担当の先生に相談してください。

## 8 奨学生になったら

奨学生には、奨学生決定通知書など関係書類を交付します。

奨学生としての自覚を持ち、奨学生にふさわしい生活態度で、学業に励んでください。

家計が好転し、貸付けを受ける必要がなくなったときや、保護者が県外へ転出した場合等は、奨学資金辞退の手続をしてください。

## 9 貸付けの終了

貸付けが終了したときは、速やかに返還に関する書類（借用証書及び返還計画書等）を提出していただきます。提出の際は学校の指示に従ってください。

奨学資金は、返還金を直ちに後輩への奨学資金として貸し付ける仕組みとなっています。

## 10 返還について

貸付終了後、6か月を経過した後、規定の年数以内で返還していただきます。

返還は原則として口座振替<sup>※</sup>で行っていただきます。

※「みずほ銀行」等は貸付金の振込先としては使用できますが、返還用口座としては使用できません。  
使用できる銀行口座の中から選んでいただきます。

### (1) 返還方法

原則として毎月の口座振替（引き落とし）により返還していただきます。

※口座振替の場合、引き落とし日は各返還月の末日（休日の場合は金融機関の翌営業日）です。

### (2) 返還年数

貸付けを受けた奨学資金の額	返還年数
80万円以下のもの	10年
80万円を超え110万円以下のもの	12年
110万円を超えるもの	14年

○毎回返還金額は計画した返還回数で均等払いとなり、端数は最終回に返還していただきます。

## 11 利息

奨学資金の貸付けは無利息ですが、奨学資金の返還を滞納したときは、延滞利息（年5%）が課せられます。

納付がない場合には、連帯保証人・保証人にも請求いたします。

## 12 返還に困ったときは（返還の猶予）

卒業後、大学等に進学したときや、病気・災害・収入状況等により一時的に返還が困難である場合、その間、返還の猶予ができる制度があります（免除・減額ではありません）。

なお、返還の猶予を受ける際は、返還猶予申請の手続が必要です。自動で猶予されるものではありませんので、御注意ください。

※返還者が死亡又は心身の機能に著しい障害を受け、返還が困難となった場合、連帯保証人の状況によっては、返還を免除することができます。

## ～ 奨学資金貸付申請書の書き方（記入例）～

◎記入については、このページのほか、次ページからの記入例を参考にしてください。

◎ボールペン等（消えないもの）を使用し、修正液・修正テープ等は使わないでください。

※記入内容を修正するときは、横二重線と申請者印で取消し、余白に正しい内容を記入してください。

- 申請者は、生徒本人です。
- 連帯保証人は、申請者（生徒本人）と同一生計の親権者（原則として父母。父母がない場合はそれに代わる人）を立ててください。
- 保証人は、申請者及び連帯保証人と別生計の成年者を立ててください。

### （注）署名欄等について

各書類の署名欄については必ず該当する方が署名してください。

また、申請書の奨学資金希望理由欄は、必ず申請者（生徒本人）が記入してください。

これらの欄について別人が署名・記入している場合、書類の受付はできません。

### 「年収（税込）」欄

親権者（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人）について、以下の添付書類を用意し、令和6年1月～令和6年12月の年間収入金額を記載してください。（添付書類はコピーで可）

- （1）給与所得……………市町村で発行される課税証明書（最新のもの）
- （2）給与所得以外…市町村で発行される課税証明書（最新のもの）

（注）・令和7年1月以降に就職・転職（開業・転業等を含む）した場合等は、余白にその旨を記載の上、申請の年（令和8年1月～12月）の収入見込み金額を推算してください。\*

※給与所得者の場合、年収見込証明書又は直近3か月分の給与明細の写しを添付し、給与明細の写しを添付する場合には、平均月収から年収を推算してください。（源泉徴収票で現職の収入がわかる場合は、源泉徴収票も可）

- 学校、教育委員会が推薦（選考）のため必要とするときは、その他証明書等を提出していただく場合があります。

### 【個人情報について】

申請の際に記入していただく個人情報については、奨学資金の貸付（及び返還）業務において使用し、収集目的を超えた利用及び第三者への提供はいたしません。



奨学資金貸付申請書

令和8年4月5日

千葉県教育委員会（千葉県立

学校長）様

申請者 千葉太郎 千葉

連帯保証人 千葉一郎 千葉

保証人 市橋 栄 市橋

千葉県奨学資金の貸付を受けたいので、千葉県奨学資金貸付条例第6条の規定により申請します。

フリガナ <b>チバ タロウ</b>	生年月日	学 校 名								
氏 名 <b>千葉 太郎</b>	平成22年 7月 1日生 (満 15歳)	※ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">立</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">私</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">立</span> 〇〇学園高等 学校 <span style="float: right;">全日制 ※定時制 通信制</span>								
※ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">自宅</span> 学寮・下宿・その他（親戚宅・知人宅・） 本人現住所 〒260-8662 <b>千葉市中央区市場町1-1</b> TEL 043-xxx-0000		学 年 (入学年度)								
連帯保証人住所 〒260-8662 <b>千葉市中央区市場町1-1</b> TEL 080-xxxx-0000		第 1 学年 (入学年度 R8 年度)								
保証人現住所 〒261-0014 <b>千葉市美浜区若葉2-13</b> TEL 03-xxxx-0000		総 収 入 額								
		5, 817 千円								
家 族	続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)	就学者の 在学学校名	学 年		
	①父	千葉 一郎	48 歳	会社員	千葉商会 (株)	5,017千円			市立千葉中	1
	②母	千葉 花子	43 歳	パート	(株)千葉マート	800				
	③本人	千葉 太郎	15 歳							
	④弟	千葉 次郎	12 歳	学生						
	⑤		歳							
⑥		歳								
奨学資金理由	(具体的に記入すること。)									
学業や部活を頑張っていたいが、経済的に修学が困難であるため奨学資金の貸付を希望します。 卒業後は、次の奨学生のためにも、計画通り返還していきます。										
奨学資金の希望月額				国・公立学校		私立学校				
				※1万円・2万円		※1万円・2万円・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">3万円</span>				
自宅外単価の適用希望の有無						※ 有 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>				
奨学資金の低所得世帯加算希望の有無(国・公立学校2万円希望者のみ)						※ 有 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">無</span>				

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

# 「奨学資金受領口座届出書」記入例

第4号様式 (第10条第1項及び第4項)

## 奨学資金受領口座届出書

令和●年 4月 5日

千葉県教育委員会 (千葉県立) 学校長 様

千葉県立学校の場合：学校名を記入  
その他の学校の場合：記入不要

任 所 千葉市中央区市場町1-1  
奨学生 氏名 千葉太郎  
電話番号 043-XXX-0000  
住 所 千葉市中央区市場町1-1  
連帯保証人 氏名 千葉一郎  
電話番号 080-XXXX-0000

奨学生：申請する生徒本人  
連帯保証人：申請書の連帯保証人と同一の方が、それぞれ必ず自分で署名すること。

千葉県奨学資金貸付金の受領口座を、以下のとおり届け出ます。

区 分 (該当区分に○を付す)	新規		変更						
金融機関名・ 店 舗 名	ゆうちょ 銀行 ○五八 支店 (ゆうちょ銀行の支店名は「〇五九」、「〇三八」など)								
預金種目 (該当種目に○を付す)	1 普通 2 当座	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
口座名義人 (カタカナ) 左詰で上段から記入	チ	ハ	タ	ロ	ウ				

記載する口座について、これまでに千葉県教育委員会へ届け出たことがない場合、新規に○を付す。

奨学生本人の口座を指定すること。  
口座情報の確認のため、通帳等のコピー  
(銀行名・支店名・口座名義・口座番号等のわかる部分)を添付すること。

注

- 1 奨学資金の受領口座は、学校長に委任する場合を除き、奨学生本人名義の口座とすること。
- 2 成人者が提出する場合、連帯保証人の記載は省略可能とする。
- 3 通帳の写し等、口座番号が確認できるものを添付すること。

貸付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「奨学生決定通知書」受領後に提出する場合：  
決定通知に記載の貸付番号を転記  
申請書と同時に提出する場合：記入不要

# 「誓約書」記入例

第四号様式 (第五条)

## 誓 約 書

令和●年 4月 5日

千葉県教育委員会 (千葉県立) 学校長 様

千葉県立学校の場合：学校名を記入  
その他の学校の場合：記入不要

任 所 千葉市中央区市場町1-1  
奨学生 氏名 千葉太郎  
電話番号 043-XXX-0000  
住 所 千葉市中央区市場町1-1  
連帯保証人 氏名 千葉一郎  
電話番号 080-XXXX-0000  
住 所 千葉市美浜区浜葉2-1-2  
保 証 人 氏名 市場 栄  
電話番号 03-XXXX-0000

奨学生：申請する生徒本人  
連帯保証人：申請書の「連帯保証人」と同一の方  
保証人：申請書の「保証人」と同一の方  
の署名・捺印  
※それぞれ該当する方が自分で署名・捺印すること。

私は、千葉県奨学資金貸付条例の規定に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

貸付番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「奨学生決定通知書」受領後に提出する場合：  
決定通知に記載の貸付番号を転記  
注：「予約奨学生決定通知書」ではありません。  
申請書と同時に提出する場合：記入不要

# 令和8年度 千葉県奨学資金（貸付型）

千葉県では、高等学校等に在学中、経済的負担を軽減し安心して学習できるように、奨学資金の貸付け（無利子）を行っています。 ※返還が必要な制度です。  
 ※計画通りに返還されない場合、年利5%の延滞金が発生します。

<b>【募集時期】</b>	【一次募集】 毎年4月ごろ      【二次募集】 毎年10月ごろ ※締切については、進学先の高等学校等に御確認ください。
---------------	--

<b>【申請方法】</b>	進学先の高等学校等で申請します。 申請に必要な書類については奨学金担当の先生に相談してください。
---------------	---

<b>【資格】</b>	①保護者が千葉県内に住所を有する者。 ②修学意欲があり、かつ、性行が正しい者。 ③経済的理由により修学が困難な者（以下の【経済的理由の基準】を参照）。 ④「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者。
-------------	--

<b>【経済的理由の基準】</b>	生計維持者（父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入の合計が、以下の収入基準額を下回ること。（以下の基準額はあくまで目安であり、各ご家庭の状況により個別に判定されますので、詳しくは各学校の事務室までお問い合わせください。）												
	<b>【収入・所得の目安】</b>												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>給与収入 （収入金額（総支給額））</th> <th>給与収入以外（事業所得等） （収入金額から必要経費を引いた金額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3人世帯</td> <td>706万円 程度</td> <td>525万円 程度</td> </tr> <tr> <td>4人世帯</td> <td>768万円 程度</td> <td>581万円 程度</td> </tr> <tr> <td>5人世帯</td> <td>891万円 程度</td> <td>696万円 程度</td> </tr> </tbody> </table>	区分	給与収入 （収入金額（総支給額））	給与収入以外（事業所得等） （収入金額から必要経費を引いた金額）	3人世帯	706万円 程度	525万円 程度	4人世帯	768万円 程度	581万円 程度	5人世帯	891万円 程度	696万円 程度
区分	給与収入 （収入金額（総支給額））	給与収入以外（事業所得等） （収入金額から必要経費を引いた金額）											
3人世帯	706万円 程度	525万円 程度											
4人世帯	768万円 程度	581万円 程度											
5人世帯	891万円 程度	696万円 程度											

<b>【貸付条件】</b>	連帯保証人（親権者）のほかに保証人（別生計の成年者）が必要です。
---------------	----------------------------------

<b>【貸付月額】</b>	下表から希望額を選択していただきます。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国公立</th> <th>私立</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">自宅通学</td> <td>10,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>20,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自宅外通学</td> <td>15,000 円</td> <td>30,000 円</td> </tr> <tr> <td>25,000 円</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>35,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	国公立	私立	自宅通学	10,000 円	10,000 円	20,000 円	20,000 円	自宅外通学	15,000 円	30,000 円	25,000 円	25,000 円		35,000 円	<p>※自宅外通学の場合でも、自宅通学の月額も選択可能です。</p>
	区分	国公立	私立														
自宅通学	10,000 円	10,000 円															
	20,000 円	20,000 円															
自宅外通学	15,000 円	30,000 円															
	25,000 円	25,000 円															
		35,000 円															



<b>【貸付期間】</b>	令和8年4月分（二次募集の場合は令和8年10月分）から 正規の修学期間が終了するまで。ただし、 <u>毎年度当初に継続審査があります。</u>
---------------	--

<b>【貸付方法】</b>	<p>生徒本人名義の口座に原則として毎月振り込みます。          ※初回、新年度当初、卒業前等は、数か月分をまとめて振り込むことがあります。          【参考】初回貸付時期の目安：4月中に学校へ申請の場合、6月中旬（3か月分）</p>
<b>【緊急貸付】</b>	<p>一次募集、二次募集の時期以外で家計状況の急変（保護者の失職、病気等）により緊急に貸付けの必要が生じた場合には、緊急採用の制度があります。          家計が急変し、千葉県奨学資金の貸付けを希望される場合、進学先の高等学校等に御相談ください。 ※その年度のみ短期貸付となります。</p>
<b>【返還方法】</b>	<p>貸付終了月の翌月から6か月経過した後、規定の年数以内（10～14年）で月賦、半年賦又は年賦の均等払方式により返還していただきます。          返還は無利子ですが、滞納した場合は、延滞利息が発生します。</p>
<b>【返還猶予】</b>	<p>大学等進学その他の場合は、<u>返還を猶予</u>することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等進学の場合：正規の修学期間</li> <li>・大学等進学準備、生活保護受給、一定の収入を得るまでの間等：1年更新          ※大学等進学準備の場合は通算5年を限度とします。          ※一定の収入の例：総収入額 230万円程度（年額・給与収入の場合）</li> </ul>

※返還猶予は、返還時期を先送りにするものであって、「免除」ではありません。  
 ※返還猶予は申請が必要です。自動で猶予が更新されるものではありません。

《参考》千葉県ホームページ（千葉県の奨学金制度）

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/zaimu/enjo/shougakukin/>



### 《他の修学支援制度の御案内》※令和7年度時点

- 「高等学校等就学支援金」
  - …高等学校等の授業料に充当（返済不要）
  - お問い合わせ先：進学先の高等学校等
- 「奨学のための給付金」
  - …高等学校等の生徒の保護者等に授業料以外の教育費の一部を支給（返済不要）
  - 〔条件〕生活保護世帯、または保護者の道府県民税および市町村民税の「所得割額」が0円～99円（非課税）であること（拡充予定あり）
  - お問い合わせ先：進学先の高等学校等
- 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金」…ひとり親世帯への教育資金等の貸付け
  - お問い合わせ先：お住まいの市町村のひとり親家庭福祉担当課
- 「生活福祉資金（教育支援資金）」…比較的所得が低い世帯への教育資金等の貸付け
  - お問い合わせ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会

# 返還猶予制度とは…？

卒業のときに返還計画を立てます。  
借りた金額により、返還の期間\*が変わります。

※80万円以下の場合：10年以内  
80万円を超え110万円以下の場合：12年以内  
110万円を超える場合：14年以内

卒業



卒業後に返還が始まり、毎月払いや半年払いなど、分割して返還\*します。

就職

※月2万円を3年間借り受けた場合、合計で72万円となり、  
最長で毎月6,000円×10年間で返還していただきます。

返  
還

一時的に返還が難しくなったら  
どうすればいいの？

収入的に返還  
が厳しい

進学

災害

病気

浪人

きちんと手続きをすれば、  
返還を猶予できます！



猶予  
申請

提出



<提出先>

千葉県立学校を卒業：学校

その他の学校を卒業：千葉県教育庁財務課

猶予再申請\*

猶予決定

状況が改善しなかったら…

状況が改善したら…

※猶予の再申請について  
猶予が自動で継続することはありません。  
また、猶予の理由によっては、年数に限りがありますのでご注意ください。

返還再開

**GOAL!**

**返 還 完 了**

猶予できる理由	必要書類	猶予期間
①高校在学中	在学証明書または学生証の写し	正規の修学期間
②上級学校（大学・専門学校等）に進学、または在学中	在学証明書または学生証の写し	正規の修学期間
③上級学校へ進学するため勉強中	不要	1年（通算5年まで）
④災害により住宅等が被害を受けた場合	罹災証明書	教育委員会が認める期間
⑤病気により一時的に就業できない場合	医師の診断書	教育委員会が認める期間
⑥生活保護受給中である場合	生活保護受給証明書	1年
⑦経済的理由により返還が困難な場合（収入が基準額以下の場合） （返還者本人の給与所得が230万円以下で、 かつ生計を一にする親の給与所得が300万円以下の場合）	「事情書」及び収入証明書類	1年

※返還期の過ぎた分の未収金は猶予対象になりませんので、猶予申請のご相談はお早めに！！

第三号様式 (第二条の二及び第三条)

奨学資金貸付申請書

年 月 日

千葉県教育委員会(千葉県立\_\_\_\_\_学校長)様

各自自署 { 申請者 (印)  
連帯保証人 (印)  
保証人 (印)

千葉県奨学資金の貸付を受けたいので、千葉県奨学資金貸付条例第6条の規定により申請します。

フリガナ		生年月日		学 校 名		
氏 名		年 月 日 生	※ 立	全日制 ※定時制 通信制		
本人現住所 〒		TEL		学 年 (入学年度)		
連帯保証人現住所 〒		TEL		第 学年 (入学年度 年度)		
保証人現住所 〒		TEL		総 収 入 額		
家 族	続柄	氏 名	年齢	職業	勤務先	年収(税込)
	①父		歳			千円
	②母		歳			
	③本人		歳			
	④		歳			
	⑤		歳			
	⑥		歳			
	⑦		歳			
奨学資金理由	(具体的に記入すること。) ※生徒本人が自筆で記入すること。					
奨学資金の希望月額		国・公立学校		私立学校		
		※1万円・2万円		※1万円・2万円・3万円		
自宅外単価の適用希望の有無				※ 有・無		
奨学資金の低所得世帯加算希望の有無 (国・公立学校2万円希望者のみ)				※ 有・無		

※印のところは、該当のものを○で囲むこと。

第4号様式（第10条第1項及び第4項）

奨学資金受領口座届出書

年 月 日

千葉県教育委員会（千葉県立\_\_\_\_\_学校長）様

自署 住 所  
 奨 学 生 氏 名  
 電 話 番 号

自署 住 所  
 連 帯 保 証 人 氏 名  
 電 話 番 号

千葉県奨学資金貸付金の受領口座を、以下のとおり届け出ます。

区 分 (該当区分に○を付す)	新 規 ・ 変 更						
金融機関名・ 店 舗 名	銀 行 支 店 (ゆうちょ銀行の支店名は「〇五九」、「〇三八」など)						
預 金 種 目 (該当種目に○を付す)	1 普 通 2 当 座	口座番号					
口座名義人 (カタカナ) 左詰で上段から記入							

注

- 1 奨学資金の受領口座は、学校長に委任する場合を除き、奨学生本人名義の口座とすること。
- 2 成人者が提出する場合、連帯保証人の記載は省略可能とする。
- 3 通帳の写し等、口座番号が確認できるものを添付すること。

貸 付 番 号							

第四号様式（第五条）

誓 約 書

年 月 日

千葉県教育委員会（千葉県立\_\_\_\_\_学校長）様

自署 住 所  
奨 学 生 氏 名  
電話番号 ⑩

自署 住 所  
連帯保証人 氏 名  
電話番号 ⑩

自署 住 所  
保 証 人 氏 名  
電話番号 ⑩

私は、千葉県奨学資金貸付条例の規定に従い、誠実に義務を履行することを誓約します。

貸 付 番 号							

※本書は収入が確認できる書類が提出できない場合に作成してください

## 収入に関する副申書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

学校長 印

下記申請者に関する収入状況が以下のとおりであることを確認しましたので、本副申書により収入証明書として取扱い願います。

### 記

学 校 名	学 校 第 学 年 在 学
申 請 者	住所 〒 カガナ 氏名
本副申書の対象となる 生計維持者① (申請者との続柄)	住所 〒 カガナ 氏名 続柄 ( )
本副申書の対象となる 生計維持者② (申請者との続柄)	住所 〒 カガナ 氏名 続柄 ( )

### 収入状況

↓該当するものに☑してください。

上記の生計維持者 ( ) が現在、無職・無収入の状態であることを確認しました。

※該当するものに○

退職 ・ 就職活動中 ・ その他の理由 ( )

その他収入について、事情により金額の分かる書類が添付できませんが、収入金額は以下のとおりであることを確認しました。

(1) 収入の種類
(2) 状況
(3) 収入(見込み)金額
※何を、どこから、いつから、金額など、具体的に記入すること

(注) 生活保護受給金額、各種年金等の受給金額については本副申書によらず、別途証明書類を提出してください。

# 令和8年度千葉県奨学生募集要項

## 1 趣旨

千葉県教育委員会は、高等学校等に在学し、経済的な理由によって修学が困難な者で、千葉県奨学資金貸付条例に基づく奨学資金の貸付けを受ける者（以下「千葉県奨学生」という。）をこの要項により募集する。

## 2 応募資格

高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学している者で、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

### (1) 一般採用

- ア 高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む。）に在学する者であること。
- イ 独立の生計を営む成年者でない場合にあつては、保護者が県内に住所を有する者であること。
- ウ 独立の生計を営む成年者である場合にあつては、県内に住所を有する者であること。
- エ 修学意欲があり、かつ、性行が正しい者であること。
- オ 経済的理由によって修学が困難な者であること。
- カ 「母子及び父子並びに寡婦福祉資金（修学資金）」の貸付けを受けていない者であること。

### ※専修学校の貸付対象校

専修学校の高等課程については、以下の条件に該当する学校及び課程の在学者を対象とする。

- (1) 職業に必要な技術の教授を目的とする学科であること（工業、農業、医療、衛生、教育、社会福祉、商業実務関係の分野に属する全学科又は服飾、デザイン、写真、外国語、音楽、美術等に関する学科をいう。）。
- (2) 修業年限が2年以上の学科であること。
- (3) 授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、終期が定められている学科であること（随時入学や随時卒業を認めている学科は対象とならない。）。

### (2) 緊急採用

家計支持者の失職、破産、会社の倒産、病気、死亡等、又は、火災、風水害等による家計急変のため、緊急に奨学金の貸与の必要が生じた場合に奨学生として申し込むことができる。

- ア 上記「(1) 一般採用」の条件を満たす者。

イ 家計が急変した者で、次の事項のいずれかに該当すると当該学校長が認定し、その事由が発生したときから1年以内である場合。

(ア) 主たる生計維持者が解雇され、又は早期退職した場合。また、再就職したが収入が著しく減少している場合。

(イ) 主たる生計維持者が死亡又は離別した場合。

(ウ) 主たる生計維持者が破産した場合。

(エ) 病気、事故、会社倒産、経営不振その他家計急変の事由により、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。

(オ) 火災、風水害、震災等の災害により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準じる程度の被害を受けたことにより、申込者の属する世帯の家計の支出が著しく増大又は収入が著しく減少した場合。

### 3 貸付月額及び期間

#### (1) 貸付月額（希望額を選択）

区分	国公立	私立
自宅通学	10,000円	10,000円
	20,000円	20,000円
		30,000円
自宅外通学	15,000円	15,000円
	25,000円	25,000円
		35,000円

※自宅外通学の場合、自宅通学の単価に加え、5,000円の加算を希望することが可能。

#### (2) 貸付期間

##### ア 一般採用

令和8年4月から、在学する学校の正規の修学期間が終了する月までとする。

ただし、毎年度当初に貸付要件の再審査を行い、要件を満たしていない場合は貸付けを取消し、返還の手続きをしていただく場合がある。

##### イ 緊急採用

貸付始期は、原則として家計急変の事由が生じた月の翌月以降（1日の場合は、当月を含む。）とする。ただし、家計急変の事由が令和8年3月以前に生じたものである場合は、令和8年4月を限度として遡ることができる。

貸付期間は、上記貸付始期から採用年度末（令和9年3月）までとし、翌年度以降も貸付けを希望する場合は、新たに「ア 一般採用」の申し込みが必要となる。

#### 4 応募手続

##### (1) 申請書類

###### (学校作成)

ア 千葉県奨学生推薦名簿

イ 奨学生推薦書

###### (申請者全員提出)

ウ 奨学資金貸付申請書

エ 親権者全員（親権者がいない場合は代わって家計を支えている人。）の最新の課税証明書（写し可）

オ その他貸付要件の審査に必要な書類

※「推薦事務の手引」特別控除額（イ）（ウ）（P.6）の適用を希望する場合は、該当することを証明する書類を提出すること。

カ 「奨学資金受領口座届出書（第4号様式）」（生徒本人名義の口座であること。）

キ カで届け出た口座の情報が確認できるもの（通帳の写し等）

ク 「誓約書（第四号様式）」

##### (2) 申請書類の提出先

応募者の在学する学校

##### (3) 決定手続

在学する学校の長から推薦のあった者について、教育委員会が貸付けの可否を決定する。

##### (4) 推薦締切

~~令和8年5月15日(金)（緊急採用のみ令和9年1月30日ごろまで随時）~~

5月1日(金)までに学校に提出

#### 5 奨学資金の貸付口座

生徒本人名義の口座とする。

#### 6 返還方法

貸付終了の翌月から6か月経過した後、規定の年数以内に、原則として毎月の口座振替により返還する。

※大学在学中等、申請により返還を猶予できることがある。

※返還金について、滞納した場合には年5%の延滞利息が発生するので、注意する

こと。

## 7 その他

(1) 千葉県奨学資金は貸付金であり、将来返還しなければならないことを理解した上で、返還出来る額を検討し、申請すること。

(2) 申請者（生徒本人）の他、連帯保証人（原則として親権者）、保証人（申請者や連帯保証人と別生計の成年者）が必要となる。

※署名欄については、申請者・連帯保証人・保証人のそれぞれが必ず自署すること。

(3) 奨学資金貸付申請書の「奨学資金希望理由」欄についても、必ず申請者が自筆で記入すること。

(4) 申請者や連帯保証人が返還金を滞納する状況となった場合、保証人にその返還を請求することがあるので、保証人はその旨を了解した上で署名すること。

(5) 保証人に対しては、申請者が在学する高等学校等から、架電もしくは郵便により、保証の意思を確認するものとする。（別添事務連絡参照）